

# 令和6年度浄化槽放流水水質検査業務仕様書

## 第1章 総則

### 1 適用

- (1) 令和6年度浄化槽放流水水質検査業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、長野県環境部の発注する令和6年度浄化槽放流水水質検査業務（以下「水質検査業務」という。）に係る業務委託契約書（以下「契約書」という。）の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 仕様書の間に相違がある場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

### 2 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、長野県事務処理規則（昭和39年長野県事務処理規則第5号）の規定に基づく予算執行権を有する者（専決する者を含む）をいう。
- (2) 「受託者」とは、水質検査業務の実施に関し、委託者と契約を締結した会社その他の法人をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約書に定められた範囲内において、受託者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者である。
- (4) 「検査職員」とは、水質検査業務の完了の検査にあたって、契約書第8条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (5) 「業務統括責任者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「精度管理責任者」とは、水質検査業務の技術上の管理をつかさどるもの者で、受託者が定めた者をいう。
- (7) 「検体受領責任者」とは、精度管理責任者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。
- (8) 「分析責任者」とは、精度管理責任者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。
- (9) 「分析担当者」とは、分析責任者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。
- (10) 「契約図書」とは、契約書及び仕様書をいう。
- (11) 「契約書」とは、長野県財務規則第140条に基づいて作成された委託契約書をいう。
- (12) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、水質検査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (13) 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た水質検査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (14) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (15) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、水質検査業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (16) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、水質検査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (17) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。

- (18)「通知」とは、委託者又は監督員が受託者に対し、あるいは受託者が委託者若しくは監督員に対し、水質検査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (19)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
- なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (20)「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が水質検査業務の完了を確認することをいう。
- (21)「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、委託者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。

### 3 受託者の義務

受託者は契約の履行に当たって検査等の意図及び目的を十分に理解したうえで検査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

### 4 業務の着手

本業務に先立ち、受託者は契約締結後10日以内に工程表及び下記の必要書類を委託者に提出し、その後、速やかに水質検査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは受託者が水質検査業務の実施のため監督員と打合せを行うこと、又は地域振興局環境担当課と打合せ等を開始することをいう。

#### (1) 担当者一覧

#### (2) 下記担当者を組織図にまとめる。

ア 業務総括責任者名（下記ウ～オとの兼務不可）

イ 精度管理責任者名（環境計量士（濃度関係）に限る。下記ウ～オとの兼務不可）

ウ 検体受領責任者

エ 分析責任者名（環境計量士（濃度関係）に限る。）

オ 分析担当者

#### (3) 雇用証明等

ア 上記担当者一覧それぞれの者の雇用を証明する書類の写し（社会保険料通知等）

イ 検体受領責任者、分析責任者及び分析担当者の経歴書

ウ 精度管理責任者及び分析責任者の環境計量士の登録証の写し

### 5 監督員

(1) 委託者は、水質検査業務における監督員を定め、受託者に通知するものとする。

(2) 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(3) 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受託者にその指示等の内容を通知するものとする。

### 6 業務統括責任者・精度管理責任者・検体受領責任者・分析責任者

(1) 受託者は、水質検査業務における業務統括責任者、精度管理責任者、検体受領責任者及び分析責任者を定め、委託者に通知するものとする。

- (2) 業務統括責任者は、水質検査業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。
- (3) 精度管理責任者は、契約図書等に基づき、水質検査業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- (4) 検体受領責任者は、精度管理責任者のもとで、水質検査業務に関する業務を行うものとする。
- (5) 分析責任者は、精度管理責任者のもとで、水質検査業務に関する業務を行うものとする。

## 7 分析担当者

- (1) 受託者は、業務の実施に当たって分析担当者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を委託者に通知するものとする。（業務総括責任者と兼務することはできない。）
- (2) 分析担当者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

## 8 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後に関係書類を、監督員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

## 9 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - ア 業務概要
  - イ 実施方針・業務工程（分析標準作業手順書（SOP））
  - ウ 連絡体制（緊急時含む）
  - エ 使用機器一覧（分析項目毎の使用器具、導入年月日及び校正管理状況）
  - オ その他
- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

## 10 成果物の提出

- (1) 受託者は水質検査業務が完了したときは、契約図書に示す委託業務完了報告書（成果品）を、12(2)及び第2章9(2)に示す書類とともに提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、契約図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品を部分引渡しするものとする。

## 11 関連法令及び条例の遵守

受託者は、水質検査業務の実施に当たっては、関連する関連諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 12 検査

- (1) 受託者は、契約書第8条第1項の規定に基づき、委託業務完了報告書（成果品）を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 委託業務完了報告書（成果品）は、4及び9について実施した内容を報告するものとする。

## 13 条件変更等

- (1) 監督員が、受託者に対して水質検査業務の内容の変更又は仕様書の訂正（以下「水質検査業務の変更」という。）の指示を行う場合の書面は指示書によるものとする。
- (2) 受託者は、契約図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。
  - ア 天災その他の不可抗力による損害
  - イ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

## 14 契約変更

- (1) 委託者は、次の各号に掲げる場合において、水質検査業務の契約の変更を行うものとする。
  - ア 水質検査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
  - イ 履行期間の変更を行う場合
  - ウ 監督員と受託者が協議し、水質検査業務の履行上必要があると認められる場合
- (2) 委託者は、前項の場合において、他に仕様書等で定めがある場合を除き、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。なお、受託者は、監督員の指示がある場合は、変更に必要な資料作成等に協力するものとする。
  - ア 13(1)の規定に基づき監督員が受託者に指示した事項
  - イ 水質検査業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - ウ その他委託者又は監督員と受託者との協議で決定された事項
- (3) 委託契約書第7条の規定に基づき変更契約する場合の変更委託額は、次式による請負比率により算出した額を基本として、委託者と受託者の協議により決定するものとする。  
(変更委託額) = (変更設計額) × (委託額) / (設計額) (千円未満切り捨て)

## 15 履行期間の変更

- (1) 委託者は、受託者に対して水質検査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
- (2) 委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び水質検査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。
- (3) 受託者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
- (4) 委託者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

## 16 一時中止

- (1) 次の各号に該当する場合において、委託者は受託者に書面をもって通知し、必要と認め

る期間、水質検査業務の全部又は一部中止を指示することができるものとする。

ア 天災等により水質検査業務の対象箇所の状態が変動した場合

イ 委託者が必要と認めた場合

- (2) 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には水質検査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。

#### 17 損害負担

- (1) 委託業務の遂行中に生じた諸事故等による損害は、第三者に及ぼした損害を含め、受託者が負担するとともに、委託者に対して速やかに報告するものとする。
- (2) 委託者の責により受託者が被害を受けたときは、委託者が負担するものとし、その処分方法、額等については委託者と受託者が協議して定めるものとする。

#### 18 守秘義務

受託者は、契約書第1条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

#### 19 履行報告

受託者は、契約書第6条第4項の規定に基づき、委託者から請求があったときは、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 20 成果品の帰属

本業務において作成された成果品はすべて委託者に帰属するものとする。

## 第2章 業務内容

### 1 業務名

令和6年度浄化槽放流水水質検査業務

### 2 業務場所

県内一円

### 3 事業の目的

浄化槽放流水の水質検査を実施し、もって浄化槽の適正な維持管理の徹底を図ることを目的とする。

### 4 履行期間

この業務の工期は、契約締結日から令和7年3月14日までとする。

なお、検体の受渡しは、令和7年2月7日までとする。

### 5 委託業務概要

- (1) 検査対象 浄化槽放流水
- (2) 測定項目 生物化学的酸素要求量及び大腸菌群数
- (3) 検体数 470（立入検査実施状況に応じて変動）

### 6 業務対象検体数の決定方法

前条第3項に示す検体予定数は、業務期間内に水質測定の対象とすることを見込む検体数であり、実際に委託して水質測定を実施する業務対象検体数は、次の各号により決定する。

- (1) 本章第4項に定める検体受渡し期間（以下「検査期間」という。）の終了日までに、水質測定実施数が検体予定数に満たない場合は、その時点の検体数を業務対象の検体数とする。
- (2) 検査期間終了日前に水質測定実施数が検体予定数に達した場合は、以後の検査対象検体数は委託者と受託者の協議により決定し、検査期間終了までに検査対象とした検体数を業務対象の検体数とする。

### 7 検体の受渡方法

地域振興局ごとの予定検体数及び受渡回数は別表のとおりとする。

受託者は地域振興局環境担当課と事前に採水日程、検体数等について協議し決定する。

地域振興局環境担当課職員が採水し、様式1を添えた検体を、受託者へ受け渡すものとする。なお、採取容器は、受託者が用意する。

受渡場所及び時間は、原則として各地域振興局環境担当課内とし、採水当日の午後4時までに受託者が各地域振興局環境担当課へ訪問し、受領する事とする。

ただし、地域振興局環境担当課が、やむを得ない事情があると判断する場合に限り、翌日の受渡とすることができる。この際、詳細な受渡時刻は、地域振興局環境担当課と受託者の間で協議を行って決めることとする。

受託者は、検体受領時に検体水温の測定や検体に異常がないか等を確認し、受領記録を作成する。

### 8 検体の検査方法

検体の測定方法は、以下によるものとする。

(1) 生物化学的酸素要求量 (BOD)

測定方法：日本産業規格「工場排水試験方法」 (JIS K 0102) 21

(2) 大腸菌群数

測定方法：日本産業規格「工場排水試験方法」 (JIS K 0102) 72.3

9 検査報告

(1) 検体受領毎の検査結果報告

受託者は、検体受領日から2週間以内に検査結果を様式2により、地域振興局環境担当課へ1部提出する。

(2) 業務完了

受託者は、委託に係る総検体について、年間の検査が終了後、業務完了報告書に年間の検査報告（環境計量証明書、様式3、様式4）を添付して1部提出する。あわせて電子データについて、CD-Rに収録して1枚提出する。

なお、受託者は委託者の要請により当該検査の個別の結果に対し環境計量証明書を交付する場合は無償で応じなければならない。

(様式1)

令和 年 第 月 号 日

(受託者の検査機関の長) 様

〇〇地域振興局長

浄化槽放流水の水質検査について (依頼)

このことについて、下記のとおり検体を搬入 (受渡し) したので検査をお願いします。

記

検体番号	用途	処理方式	人槽	単独・合併処理の別	目標処理水質	採取年月日	透視度	備考

- (注) 1 検体番号は年度を通じた連番とすること。  
2 用途の欄は、住宅、事務所、集会所等を記入すること。  
3 処理方式の欄は、嫌気ろ床接触ばっ気、全ばっ気、散水ろ床等を記入すること。  
4 目標処理水質の欄は、建築基準法上の浄化槽の処理能力値(BOD値)を記入すること。







(様式4)令和6年度 浄化槽放流水水質検査結果総括表

地域振興局	検体数	検査数	超過数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
佐久	70	検査数	合併 単独													0	
		BOD超過	合併 単独														0
		大腸菌群 数超過	合併 単独														0
上田	45	検査数	合併 単独													0	
		BOD超過	合併 単独													0	
		大腸菌群 数超過	合併 単独													0	
諏訪	45	検査数	合併 単独													0	
		BOD超過	合併 単独													0	
		大腸菌群 数超過	合併 単独													0	
上伊那	45	検査数	合併 単独													0	
		BOD超過	合併 単独													0	
		大腸菌群 数超過	合併 単独													0	
南信州	55	検査数	合併 単独													0	
		BOD超過	合併 単独													0	
		大腸菌群 数超過	合併 単独													0	
木曾	40	検査数	合併 単独													0	
		BOD超過	合併 単独													0	
		大腸菌群 数超過	合併 単独													0	
松本	45	検査数	合併 単独													0	
		BOD超過	合併 単独													0	
		大腸菌群 数超過	合併 単独													0	
北アルプス	40	検査数	合併 単独													0	
		BOD超過	合併 単独													0	
		大腸菌群 数超過	合併 単独													0	
長野	45	検査数	合併 単独													0	
		BOD超過	合併 単独													0	
		大腸菌群 数超過	合併 単独													0	
北信	40	検査数	合併 単独													0	
		BOD超過	合併 単独													0	
		大腸菌群 数超過	合併 単独													0	
計	470	検査数	合併 単独													0	
		BOD超過	合併 単独													0	
		大腸菌群 数超過	合併 単独													0	

(備考) 表中のBOD超過件数は、様式2の目標処理水質に基づき評価した件数  
 表中の大腸菌群数超過件数は、基準値3,000個/cm<sup>3</sup>に基づき評価した件数

		検査数	計	率
年間計画	検査数	0	0	0.0%
	BOD超過	0	0	0.0%
	大腸菌群 数超過	0	0	0.0%